

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十九条第一項の規定による手当の額の改定）</p> <p>第十七条 令和六年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、法第二十四条第三項中「十三万五千四百円」とあるのは「十五万二千円」と、法第二十五条第三項中「五万円」とあるのは「五万五千四百円」と、法第二十六条第三項中「四万六千六百円」とあるのは「五万六千三百円」と、法第二十七条第四項中「三万三千三百円」とあるのは「三万六千九百円」と、法第二十八条第三項中「一万六千七百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「三万三千三百円」とあるのは「三万六千九百円」とそれぞれ読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が七万二千二百円を超えるときは、七万二千二百円）とする。</p> <p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、十万六千八百二十円を超えるときは十</p>	<p>（法第二十九条第一項の規定による手当の額の改定）</p> <p>第十七条 令和五年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、法第二十四条第三項中「十三万五千四百円」とあるのは「十四万五千四百二十円」と、法第二十五条第三項中「五万円」とあるのは「五万三千七百円」と、法第二十六条第三項中「四万六千六百円」とあるのは「五万五千円」と、法第二十七条第四項中「三万三千三百円」とあるのは「三万五千七百六十円」と、法第二十八条第三項中「一万六千七百円」とあるのは「一万七千九百四十円」と、「三万三千三百円」とあるのは「三万五千七百六十円」とそれぞれ読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が七万五百二十円を超えるときは、七万五百二十円）とする。</p> <p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、十万五千八百円を超えるときは十万五</p>

万六千八百二十円とし、二万三千五百五十円に満たないときは二万三千五百五十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 二万三千五百五十円

(葬祭料の支給)

第十九条 葬祭料は、被爆者の死亡の際における居住地（居住地を有しなかったときはその現在地とし、非居住者が死亡したときは非居住者の生存中最後に国内に有した居住地（居住地を有しなかったときは、その現在地）とする。）の都道府県知事（当該非居住者が法第二条第二項の規定による申請に係る被爆者健康手帳の交付を受けた者であつて、当該交付を受けた時以後、国内に居住地及び現在地を有しなかったものであるときは、当該交付を行った都道府県知事）が支給するものとし、その額は、二十一万五千円とする。

千八百円とし、二万二千八百三十円に満たないときは二万二千八百三十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 二万二千八百三十円

(葬祭料の支給)

第十九条 葬祭料は、被爆者の死亡の際における居住地（居住地を有しなかったときはその現在地とし、非居住者が死亡したときは非居住者の生存中最後に国内に有した居住地（居住地を有しなかったときは、その現在地）とする。）の都道府県知事（当該非居住者が法第二条第二項の規定による申請に係る被爆者健康手帳の交付を受けた者であつて、当該交付を受けた時以後、国内に居住地及び現在地を有しなかったものであるときは、当該交付を行った都道府県知事）が支給するものとし、その額は、二十一万二千円とする。